

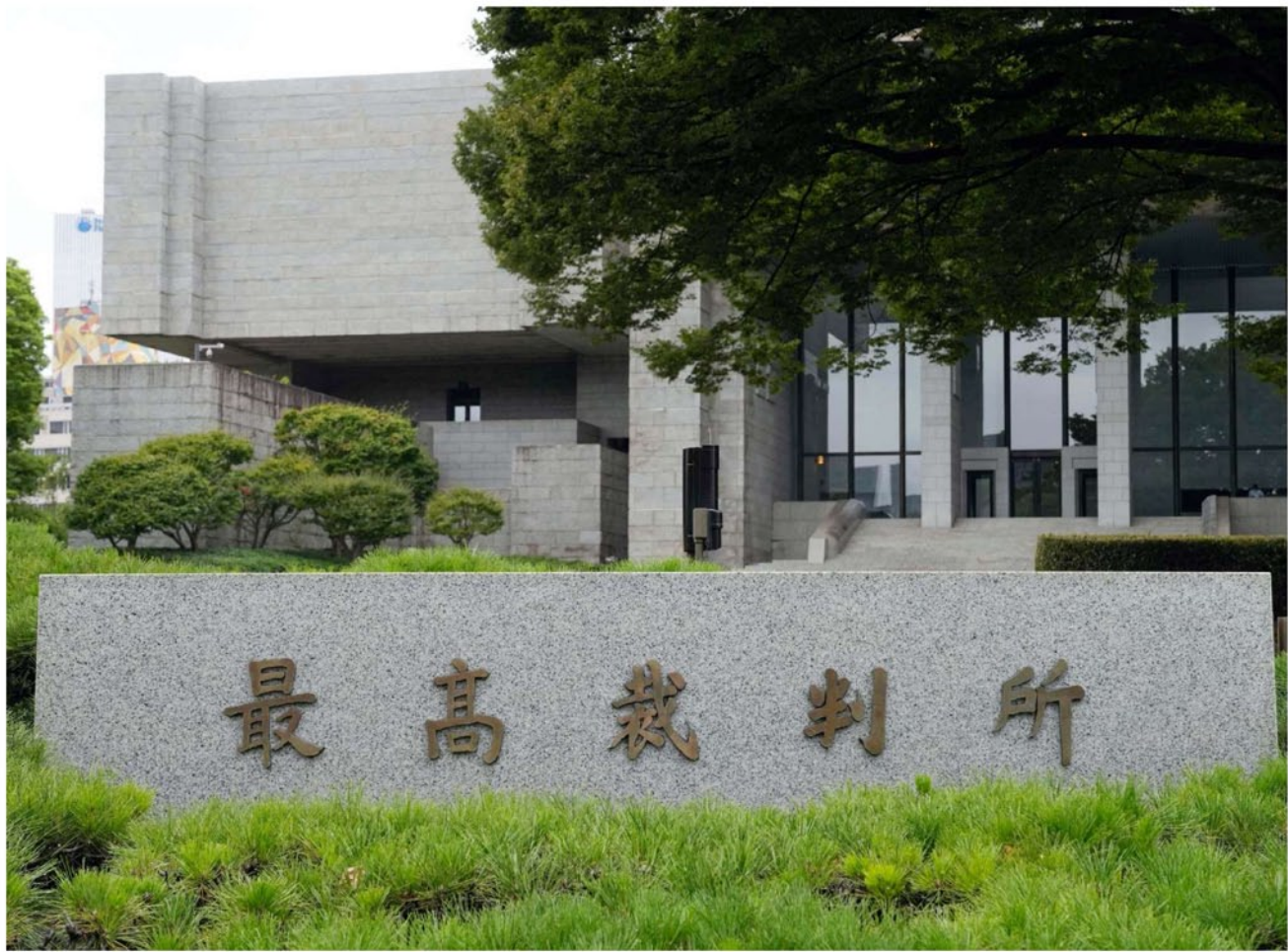
性別変更手術要件は違憲

生殖能力巡り初判断

最高裁 社会情勢踏まえ変更

性同一性障害の人が戸籍上の性別を変更する場合、生殖能力をなくす手術を事実上の要件とする特例法の規定が憲法に反するかどうか争われた家事審判で、最高裁大法廷（裁判長・戸倉三郎長官）は25日、要件は違憲との決定を出した。特例法を巡る最高裁の違憲判断は初めて。生殖能力要件は最高裁が2019年に合憲としたが、社会情勢の変化などを踏まえて結論を変更した。国は要件の見直しを迫られ、同様の当事者には生殖能力喪失の手術を経ない性別変更に道が開かれる。

04年施行の性同一性障害 一つに「生殖腺がないこと、的に欠く状態にあること」の特例法は性別変更の要件の または生殖腺の機能を永続を規定。海外では同種規定 の見直しが進んでおり、是非が議論になっていた。



性別変更をする場合、生殖能力をなくす手術を事実上の要件とする特例法の規定を巡り、違憲の決定を出した最高裁判所

性同一性障害特例法の経過	2004年7月	性同一性障害特例法が施行
	19年1月	最高裁第2小法廷が特例法の生殖能力要件を合憲と判断
	20年5～9月	今回の申立人が家事審判の家裁、高裁段階で性別変更を認められず。その後、最高裁に特別抗告
	22年12月	最高裁が大法廷での審理を決定
	23年6月	LGBTなど性的少数者への理解増進法施行
	9月26日	大法廷が申立人本人から意見を聴く「審問」を実施
	27日	大法廷で弁論
	10月11日	静岡家裁浜松支部が生殖能力要件を違憲と初判断し、別の申立人に手術を経ない性別変更を認める
	25日	今回の申立人に大法廷が決定

性同一性障害特例法 自認する性別が出生時と異なるトランスジェンダーの人などが戸籍上の性別を変更する要件を定める。2人以上の医師から性同一性障害と診断された上で①18歳以上②婚姻していない③未成年の子がいない④生殖機能がない⑤変更後の性別の性器部分に似た外観がある⑥の要件を全て満たせば、家裁の審判を経て変更が認められるとしている。最高裁によると、特例法が施行された2004年から22年までに変更が認められたのは計1万1919人。

審判の申立人は西日本在住で戸籍上は男性、性自認が女性の社会人。手術は過大な身体的、経済的負担を強いられるとして「憲法が保障する個人の尊重や法の下での平等に反する」と主張し、女性ホルモン投与による生殖機能減退などを理由に手術なしでの性別変更を求めている。家裁、高裁段階では認められなかった。19年に要件を合憲とした最高裁第2小法廷決定は「性別変更前の生殖機能で子が生まれると社会に混乱を生じさせかねない」とした一方、「憲法適合性は不断の検討を要する」と言及していた。